

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境保全課	
許 認 可 等 名	帯水層の深さに係る確認	
根 拠 法 令	土壤汚染対策法施行規則	
根 拠 条 項	第50条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	<p>・土壤汚染対策法施行規則 第50条 第50条 法第12条第1項第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。 一 次のいずれにも該当しない行為 イ (略) ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして第43条第1号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。)がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上)であること。 ハ～ホ (略)</p>	
	参 考 事 項	土壤汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている(別紙のとおり。)
	設 定 等 年 月 日	令和3年1月26日設定(令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数30日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	令和3年1月26日設定(令和 年 月 日最終変更)

審查基準

基 準